

## おらほの納税教室

### □ 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日時点で町内に「主たる定置場」を有する車両の「所有者または使用者」に課税されます。

※「主たる定置場」とは、軽自動車などの所有者または使用者が主として駐車する場所をいい、おおむね次の区分によります。

- (1) 原動機付自転車や小型特殊自動車は、その所有者の住所地（法人の場合は使用の本拠地とされる事務所の所在地）
- (2) 二輪の小型自動車（250cc以上）は、自動車検査証に記載された使用の本拠地の位置
- (3) 軽自動車は、自動車検査証または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠地の位置に、その他の場合は、その所有者の住所地

### □ 原動機付自転車などの各種手続

原動機付自転車や小型特殊自動車などを廃車したり他人に譲ったりした場合は、30日以内に町民税務課または歌津総合支所で、廃車手続や名義変更手続が必要となります。

登録時の申告内容に変更が生じた場合は、15日以内に変更手続が必要となります。

廃車手続または名義変更手続が平成30年4月2日以降になると、引き続き平成30年度分が課税されますのでご注意ください。

手続に必要な物は、標識交付証明書（登録時に発行）、ナンバープレート、印鑑（所有者・使用者・届出者）となります。

なお、軽自動車税は年税額として一律に課税されますので、年度途中で廃車した場合でも税金の還付はありません。

軽自動車・二輪の小型特殊自動車の各種手続については、軽自動車検査協会宮城主管事務所（☎050-3816-1830）にお問い合わせください。

※手続を自動車販売店などに委託できる場合があります。

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372



### □ 車両区分別の税率

車両区分	税率	車両区分	税率
原付（50ccまで）	2,000円	小型特殊 農耕用	2,400円
原付（90ccまで）	2,000円	小型特殊 その他	5,900円
原付（125ccまで）	2,400円	軽二輪（125cc超）	3,600円
ミニカー（50ccまで）	3,700円	小型二輪（250cc超）	6,000円

車両区分	重課税率（※1） 〈初度検査年月〉 ～H17.3	現行税率（※2） 〈初度検査年月〉 H17.4～H27.3	新税率（※3） 〈初度検査年月〉 H27.4～
三輪（660ccまで）	4,600円	3,100円	3,900円
乗用（営業用）	8,200円	5,500円	6,900円
乗用（自家用）	12,900円	7,200円	10,800円
貨物（営業用）	4,500円	3,000円	3,800円
貨物（自家用）	6,000円	4,000円	5,000円

※1 初度検査年月が平成17年3月以前の車両 ※2 初度検査年月が平成27年3月以前の車両

※3 初度検査年月が平成27年4月以降の車両

※ グリーン化（軽課）特例により、税率が低くなる場合があります（初度検査年月は、自動車検査証に記載されています）。

### □ 軽自動車税の減免

4月1日現在で障害者手帳などをお持ちの人は、障害の等級など、一定の基準を満たしている場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を希望する人は、平成30年度分軽自動車税納税通知書が届き次第、4月16日（月）から4月27日（金）までの期間中に町民税務課または歌津総合支所で減免申請手続をしてください。

また、前年度に減免を受けている人も再度手続をしてください。

#### 必要書類

- 軽自動車税納税通知書 減免申請書（窓口備付）
- 自動車車検証
- 身体障害者手帳／戦傷病者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
- 委任状（届出者が別世帯の場合に限る）
- 印鑑（申請者）

### \* 今月の税 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

介護保険料……………第9期  
後期高齢者医療保険料…第9期

納付期限  
4月2日（月）

口座振替日  
3月26日（月）